

平成29年度 第2回小値賀町職員採用試験案内
(高校卒業程度・資格免許職)

小値賀町総務課

小値賀町の職員採用試験を次のとおり行います。

1. 受付期間 平成29年12月4日(月)～平成30年1月4日(木)
2. 第1次試験日 平成30年1月21日(日)
3. 試験職種、採用予定数及び受験資格

試験区分	試験職種	職務内容	採用予定数	受験資格
	一般事務	一般行政事務	若干名	○昭和57年4月2日から平成12年4月1日までに生まれた者
高校卒業程度	一般事務 (身体障害者枠)	一般行政事務	1名	次のすべての要件を満たす者 ○昭和57年4月2日から平成12年4月1日までに生まれた者 ○採用試験申込日現在で身体障害者手帳の交付を受けている者 ○自力による通勤ができ、かつ、介護者なしに職務の遂行が可能な者 ○通常の勤務時間(原則として週38時間45分)に対応できる者 ○通常の活字印刷文による出題及び口述による面接試験に対応できる者
資格免許職	保育士	保育業務	若干名	○昭和53年4月2日から平成10年4月1日までに生まれた者で、幼稚園教諭普通免許及び保育士資格の両方を有し、保育士登録済みの者または平成30年3月31日までに取得・登録見込みの者

次の各号の一つに該当する者は、受験できません。

(1) 日本国籍を有しない者

(2) 地方公務員法第16条に該当する者

○成年被後見人又は、被保佐人

○禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終るまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

○小値賀町職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

○日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4. 試験の方法

試験の種目		試験の内容
第一次試験	教養試験	公務員として必要な一般的知識及び知能についての多肢選択式による筆記試験（社会、人文及び自然に関する一般知識並びに文章理解、判断推理、数的推理及び資料解釈に関する一般知能）
	専門試験 （保育士）	職務遂行に必要な専門的知識、技術等の能力についての多肢選択式による筆記試験 【出題分野】 保育士：社会福祉、児童家庭福祉（社会的養護を含む。）、保育の心理学、保育原理、保育内容及び子どもの保健（精神保健を含む。）
	適性試験	単純な計算や文字の照合、分類等の比較的簡単な問題を数多く回答する多肢選択式による筆記試験（事務適性検査・職場適応性検査）
第二次試験	論文試験 （作文試験）	職務遂行に必要な思考力、判断力、構成力等についての論文又は作文試験
	人物試験	人柄等についての個別面接による試験
	身体検査	胸部疾患の有無、その他職務遂行に必要な健康度の有無の検査

5. 試験の日時、場所及び発表

試験	日 時	場 所	発 表
第一次試験	平成30年1月21日（日曜日） 入室開始 9時00分 着 席 9時40分	長崎県立大学 （佐世保校） 〒858-8580 佐世保市川下町 123 TEL0956-47-2191	平成30年2月上旬 頃に小値賀町役 場から文書で通 知します。
	教養試験 共通 10時00分～12時00分		
	事務適性検査 一般事務 12時20分～12時30分		
	職場適応性検査 一般事務 12時40分～13時00分 保育士 14時40分～15時00分		
	専門試験 保育士 13時00分～14時30分		
第二次試験	第一次試験合格の際に、お知らせします。		

6. 受験手続及び受付期間

受付期間	平成29年12月4日（月）から平成30年1月4日（木）の8時30分から17時まで。ただし土曜、日曜、祝日は受け付けません。郵送の場合は、平成30年1月4日までの消印のあるものに限り受け付けます。
申込用紙 請求先	申込用紙は、小値賀町役場総務課で交付します。 申込用紙を郵便で請求する際は、封筒の表に「職員採用試験申込用紙請求」と朱書し、（120円または140円）切手を貼ったあて先明記の返信用封筒（角形2号/33cm×24cm）を必ず同封してください。
試験の申込 方法及び申 込上の注意	（ア）申込用紙には必要事項を記入し、小値賀町役場総務課へ提出のうえ、受験票を受け取ってください。 （イ）申込書を郵送される方は、封書（簡易書留扱い）にしてください。なお、郵便はがき欄にあて先を明記し、62円切手を必ず貼ってください。 （ウ）申込の際は、必ず申込書に写真を貼って下さい。 写真は、申込前6か月以内に、帽子をかぶらないで正面

試験の申込方法及び申込上の注意	から上半身を撮影したもので、本人とはっきり分かるもの（縦5.5cm、横4.5cm程度のもの） （エ）写真のない場合は受け付けできません。
個人情報の取扱い	申込者及び第一次試験合格者から取得する個人情報は、小値賀町の職員を採用するという目的を達成するために利用するものであり、職員採用に係る業務に必要な範囲でしか利用しません。

7. 合格から採用まで

- (1) この試験の合格者は、職種ごとに採用候補者名簿に登録され、その中から小値賀町長によって採用者が決定されます。
- (2) 合格者の数は、採用見込数と辞退見込者数を基礎として決定します。
- (3) 受験資格がないことが判明した場合、合格を取り消します。また、申込書記載事項が正しくないことが判明した場合は、合格を取り消すことがあります。

8. 給与

給与は、小値賀町の「職員の給与に関する条例」に基づいて支給されます。

9. 問い合わせ先

〒857-4701 長崎県北松浦郡小値賀町笛吹郷 2376 番地 1
小値賀町総務課 総務交通班 総務係 (TEL 0 9 5 9 - 5 6 - 3 1 1 1)